

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

<受付時間>月～金曜日…午前9時～午後6時/土曜日…午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

 参照 P16「注意喚起情報16」をご確認ください。

郵送 「スマセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内、住友生命の事業報告等についてお知らせします。

ご請求手続きに際してのご注意 ～契約者と死亡保険金受取人が法人で、被保険者が従業員の場合の取扱い～

ご契約時には、この保険の目的が死亡・高度障害保険金の全部またはその相当部分(*)を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあることを確認させていただきます。保険金額については、遺族補償規程等および住友生命所定の範囲内でお取り扱いします。なお、保険金のご請求の際、被保険者またはそのご遺族(退職金等の受給者)が請求内容を了知(自署・押印)されていることが必要となります。

(*) 保険金より次のような費用を控除した金額以上の金額とします。

 既払込保険料 従業員(職員)またはその遺族に対して既に支払った弔慰金・見舞金・葬儀費用等の費用

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をする場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については募集代理店にご確認ください。
- 募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」(*)に該当するか否かについてご確認ください。該当する場合は、原則、保険募集を行いませんので予めご了承ください。
- 募集代理店は、お客さまが当該金融機関に事業性の資金の貸付の申込みをされている間は、お客さまおよびその密接関係者(お客さまが法人である場合の代表者、お客さまが代表者である場合の法人)に対して保険商品の募集を行いません。

(*) 詳細は募集代理店にご確認ください。

 **ご検討にあたっては、「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。**

契約概要／注意喚起情報
兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ① 「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載(P4～P17)していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ② 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(P13「注意喚起情報10」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(P11「注意喚起情報6」)されていますので、必ずご確認ください。

 **この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。**

[募集代理店]




[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話(06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地 7-18-24
電話(03)5550-1100 (大代表)
<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 

④個C-19-23(2020.4)

72280A1D20④

[募集代理店]



[引受保険会社]



経営者さまの未来を支える保険です。

- ✓この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 - ✓低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- ※低解約返戻金期間とは、解約返戻金を低く設定する期間をいい、保険契約締結の際に契約者が会社の取扱範囲内で選択します。

ポイント 1

長期間の安心

ご契約から98歳までの長期間にわたり、万一の際の死亡・高度障害保障を確保できます。

※保険契約上の年齢が98歳となる契約応当日の前日をもって契約は消滅します。

ポイント 2

選べる自在性

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、**保険料払込方法(全期払い・短期払い)**、**低解約返戻金期間**を設計いただけます。

ポイント 3

低解約返戻金期間の設定

解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料となっております。

※低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。

※この保険には満期保険金はありません。

ニーズにあわせて、保険料の払込期間をお選びいただけます。

全期払いの場合

保険料を全期間(98歳まで)にわたってお払い込みいただく方法です。低解約返戻金期間を選択できます。

→ 短期払いに比べて毎回の払込保険料を低く抑えることができます(*)。

(*) 保障額を同額とした場合。なお、一定期間経過後は短期払いの払込保険料累計額を上回ります。

■低解約返戻金期間は以下の期間から選択できます。

年満了	10年、15年、20年、30年
歳満了	50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳

※なお、性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。

短期払いの場合

保険料を短期間でお払い込みいただく方法です。保険料払込期間が低解約返戻金期間となります。

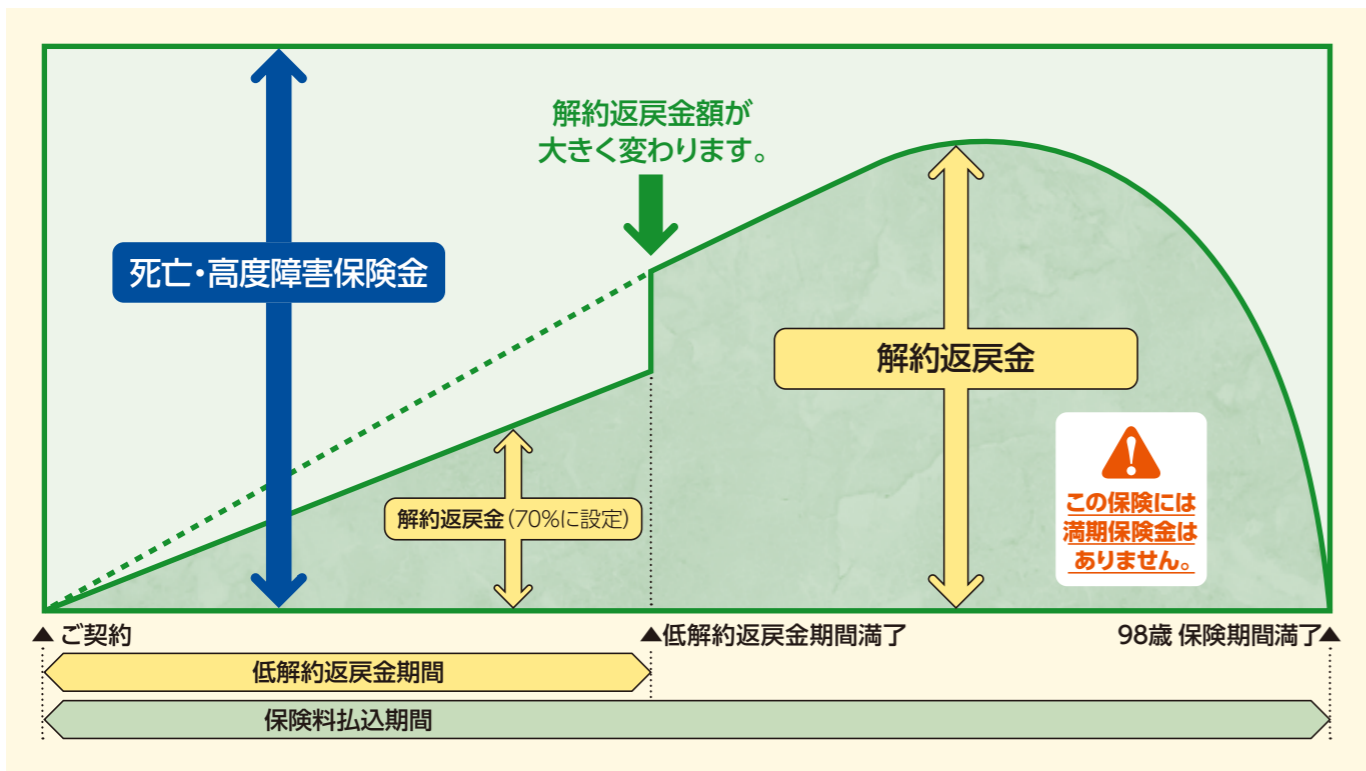
→ 全期払いに比べて解約返戻率の魅力が高まります。

■保険料払込期間は以下の期間から選択できます。

年満了	5年、10年、15年、20年、30年
歳満了	50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳

※なお、性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。

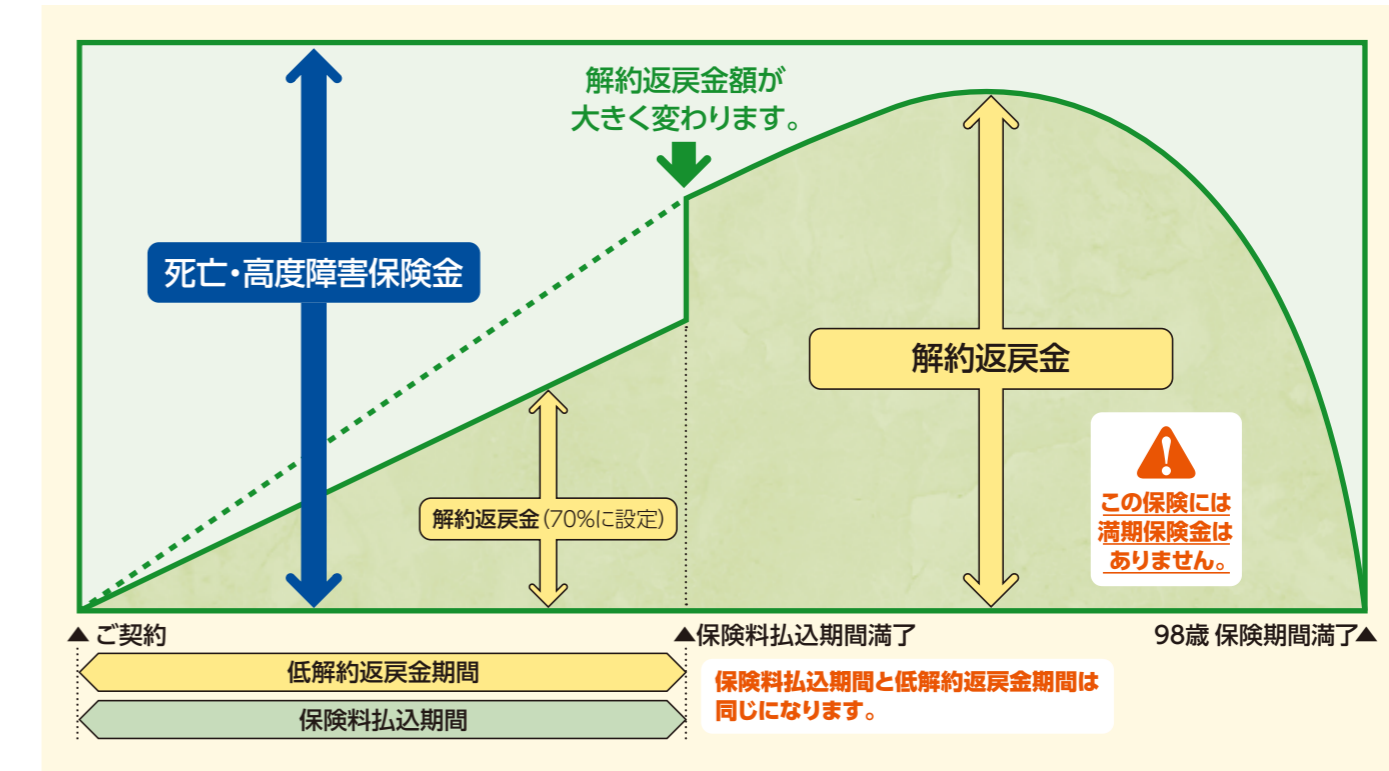
しくみ図(イメージ)



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

しくみ図(イメージ)



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

⚠️ ■法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための『保障』等を目的とした保険商品です。

■死亡・高度障害保険金額、解約返戻金額等については、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

契約概要

[法人契約の経理処理]

保険料の経理処理(ご契約の最高解約返戻率によって経理処理が異なります)

[ご契約例] □契約者:法人 □被保険者:役員 □死亡保険金受取人:法人

最高解約返戻率	経理処理
85%超となる場合	<p>①保険期間の開始から最高解約返戻率となる期間に加え、年換算保険料相当額に対する解約返戻金額の増加割合が70%を超える期間 <保険期間の当初10年間> 保険料(*1)×最高解約返戻率×90%を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入(*2)します。 <ご契約から11年目以降> 保険料(*1)×最高解約返戻率×70%を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入(*2)します。 ※資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。</p> <p>②①の期間経過後から解約返戻金額が最も高い金額となるまでの期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。</p> <p>③解約返戻金額が最も高くなる期間経過後 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。</p>
70%超 85%以下となる場合	<p>①ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間 保険料(*1)の40/100を損金に算入(*2)し、残りを前払費用として資産に計上します。</p> <p>②保険期間の40/100から75/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。</p> <p>③保険期間の残り25/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。</p>
50%超 70%以下となる場合	<p>①ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間 保険料(*1)の60/100を損金に算入(*2)し、残りを前払費用として資産に計上します。 ※他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険(契約日が2019年7月8日以降に限る)」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。</p> <p>②保険期間の40/100から75/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。</p> <p>③保険期間の残り25/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。</p>
50%以下	保険料(*1)の全額を損金に算入します。

(*1) 短期払いの場合は「経理処理上の当期分支払保険料(支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額)」となります。当期分支払保険料以外の部分は前払費用として資産に計上します。
 (*2) 契約月が事業年度の中途である場合、当該事業年度に係る月数分を損金に算入します。

! 「保険料」を損金に算入した場合も、「死亡保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。このため、**課税タイミングが変わる課税の繰り延べにすぎず、原則、節税効果はありません。**
! 保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、例えば、「**保険料の損金算入による法人税額の圧縮**」のみを目的とする保険加入はお勧めしていません。

保険料以外の経理処理

[ご契約例] □契約者:法人 □被保険者:役員・従業員 □死亡保険金受取人:法人

死亡保険金	前払費用として資産に計上した額を取り崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。
解約時の経理処理	資産に計上している前払費用を取り崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。
年金支払特約I型によって受け取る年金の取扱い	年金支払特約I型を付加することによって、死亡保険金等を一時金ではなく年金で受け取ることができます。あらかじめ 保険金支払理由発生前に年金支払特約I型を付加していた場合 、受け取る年金の経理処理は、以下の2通りの方法があります。 参照 P7「5 特約のお取扱いについて」をご確認ください。

法人定期保険の死亡保険金を年金支払特約I型によって年金で受け取る場合の経理処理	
① 毎年の年金を受け取るつど益金に算入する方法	<p><仕訳例> 年金を受け取るつど、保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に算入。 ※年金の一部を一時金化する場合は、その時点の未払年金現価と前払費用との差額を益金に計上する必要があります。</p>
② 受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法	<p><保険金支払理由発生時の仕訳例> 保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額を取り崩し、翌年以降受け取る年金の未払年金現価を未収金として資産に計上(A)し、差額を雑収入として益金に算入。</p> <p><年金受取時の仕訳例> 年金を受け取るつど、上記(A)の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に算入。</p>

※保険金支払理由発生後に年金支払特約I型を付加して年金を受け取ることもできますが、この場合には上記②の経理処理のみとなります。

記載の内容は2020年4月現在の税制に基づいて表示しています。今後、**税制の変更に伴い、保険料の経理処理など税務のお取扱いが変わることがあります。**ご加入された生命保険に関する個別の経理処理については、税理士等専門家にご相談ください。

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

■引受保険会社：**住友生命保険相互会社**

■住所：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
 東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24

■電話：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
 住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506154

参照 P16「注意喚起情報16」をご確認ください。

■ホームページ： <https://www.sumitomolife.co.jp>

2 商品の特徴について

■「充実プレミアム」は、住友生命の「低解約返戻金型無配当定期保険」の愛称です。

■「充実プレミアム」は、長期にわたる死亡・高度障害保障をご準備いただける保険です。ご契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています(低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定しない場合の70%としています)。

参照 しくみ図(イメージ)については、P1・2をご確認ください。



- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、**低く設定しない場合の70%としています。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金を**低く設定しないお取扱いはいたしません。**
- この保険には**満期保険金はありません。**

3 保障内容について

お支払いする保険金等	お支払理由	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失う等)になられたとき、高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いいたしません)。 <p>詳細 住友生命所定の高度障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。</p>	被保険者(*1)
保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故による傷害 を直接の原因として、その事故の日から180日以内に住友生命所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失う等)となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 <p>詳細 不慮の事故、住友生命所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。</p>	

(*1) 契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、その法人となります。

詳細 死亡保険金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

詳細 死亡保険金などをお支払いできない場合について詳細は、P13「注意喚起情報10」および「ご契約のしおり・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

■ご契約によっては、保険料払込期間の途中で**払込保険料累計額が死亡保険金額等を上回る場合があります。**

4 ご契約の諸基準について

契約年齢(*1)	20歳~75歳 ※低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、取扱範囲が異なります。
契約形態	法人契約のみ ※個人契約、個人事業主契約は取り扱いません。
取扱単位	保険金建て：万円単位
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)
最高保険金額(*3)	5億円
保険料払込方法(期間)	全期払い・短期払い
低解約返戻金期間	全期払い：契約時に定めた所定の期間 短期払い：保険料払込期間と同一
保険料払込方法(*4)	月払い・年2回払い・年1回払い
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(*5)
保険期間	98歳まで

(*1) 契約年齢は被保険者の契約日時時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。

(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、記載の金額までご加入いただけことがあります。

(*4) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**

(*5) クレジットカード扱いは月払いのみのお取扱いとなります。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。

保険金額／付加している特約／保険料(金額、払込期間、払込方法、払込経路)／低解約返戻金期間／被保険者の性別・生年月日

<保険料の高額割引制度について>

■死亡保険金額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度の適用により保険料が割引されます。

保険料の高額割引制度が適用される死亡保険金額	3000万円以上(*6)
------------------------	--------------

(*6) 死亡保険金額が5000万円以上、1億円以上の場合、死亡保険金額に応じて、割引率がより高くなります。

・契約内容の変更(死亡保険金額の減額等)により、保険料の高額割引制度が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

詳細 保険料の高額割引制度が適用されたことによる保険料の割引額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

<契約者貸付制度について>

■一時的に資金が必要なとき、契約者貸付制度をご利用いただけます。

例えば、急な運転資金が必要となった場合、住友生命所定の範囲内(*7)で貸付を受けることができます。

この場合、貸付金には住友生命所定の利率で利息がかかります(複利計算)。

(*7) 貸付限度額は「貸付時以降5年間の最小の解約返戻金額の8割」となります。



→ 5 特約のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

<p>年金支払特約 I 型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金、高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。 詳細 年金の受取方法について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。 ●年金支払開始日(第1回年金支払日)は年金基金設定日の翌年の応当日となり、第2回以後の年金支払日は年金支払開始日の年単位の応当日となります。 ●年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金の設定時における計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、お取扱いはできません。 ●年金種類は確定年金となります。 ●この特約は、契約時、保険期間中のほか、保険金支払事由発生後に付加することができます。
<p>リビング・ニーズ特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。お支払金額(リビング・ニーズ保険金)は、死亡保険金額の範囲内で指定していただいたご請求額(ただし、3000万円(*)を限度とします)から、対応する6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となり、1回に限り被保険者(契約者および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、その法人となります)にお支払いします。 (*)この限度額は、将来変更することがあります。 ●リビング・ニーズ特約は、住友生命の契約を通算して被保険者1人につき1件のみ付加できます。なお、契約者と死亡保険金受取人が同一法人の場合は、被保険者が役員である場合に限り付加できます。この場合、リビング・ニーズ保険金はその法人に支払います。 ●保険期間満了前1年間は、リビング・ニーズ保険金をご請求いただくことはできません。
<p>被保険者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎高度障害保険金の請求 ◎リビング・ニーズ保険金の請求 ◎保険料払込免除の請求(契約者と被保険者が同一人の場合) </div> ●契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、被保険者代理人を指定することはできません。また、契約者または死亡保険金受取人の変更により、契約者および死亡保険金受取人が同一法人となる場合は、被保険者代理人の指定は取り消されます。 詳細 「ご契約のしおり・約款」の「被保険者代理特約」をご確認ください。

→ 6 配当金について

■この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など)はありません。

→ 7 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。

■**この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

■低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

■**解約返戻金額は保険期間満了時に0円となります(満期保険金はありません)。**

詳細 解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 8 保険料の計算基準日について

■保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。

■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いのご契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌1日が契約日となります。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。**
「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を**確認・了解のうえ、お申し込みください。****
- 特に死亡保険金などをお支払いできない場合 (P13 **10**) など、お客さまにとって**不利益となる**ことが記載された部分については必ずご確認ください。****
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる**可能性がありますので、必ずご確認ください。****
(P11 **6**)

→ **1** **申込み時 (クーリング・オフ制度)**
申込みの取消し (クーリング・オフ) ができません (クーリング・オフ制度の対象外です)。

- ① 申込者・契約者が法人 (会社等) のため、**申込みの取消しはできません (クーリング・オフ制度の対象外です)。**
・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

→ **2** **申込み時 (告知)**
**過去の傷病歴 (傷病名・治療期間など)、
 現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、
 住友生命がおたずねすることについてありのままを
 正しくお知らせ (告知) ください。**

- ① 契約者や被保険者には、健康状態などについて**正しく告知する義務があります。**
告知書に記入したことと、住友生命指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- ② 募集代理店の担当者 (生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。**
- ③ 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります** (告知義務違反による解除)。
- ④ 契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金などの支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**死亡保険金などをお支払いできないことがあります。**

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『健康状態・職業などの告知』をご確認ください。

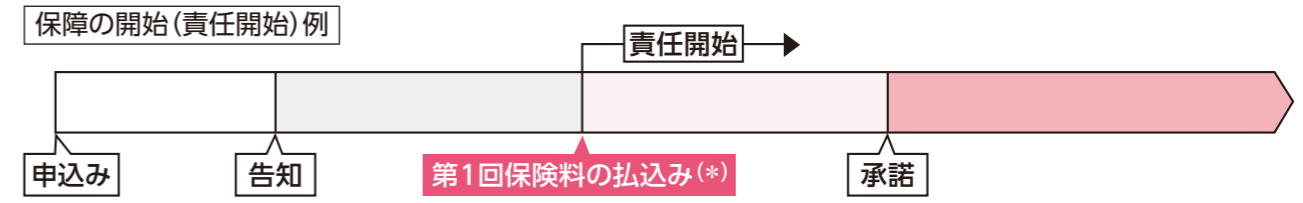
→ **3** **申込み時 (診査や追加の告知)**
**傷病歴などがある場合は、所定の診査や追加の
 詳しい告知などが必要となることがあります。**

傷病歴などがある場合でも、契約の引受けができることがあります。その際、所定の診査や追加の告知が必要となる場合があります。なお、契約をお断りすることもあります。

→ **4** **申込み時・請求時 (確認訪問)**
申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ① 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- ② 契約の際 (申込み時や診査の時) に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

→ **5** **申込み時 (保障の開始)**
**住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
 第1回保険料の払込みおよび告知がともに
 完了した時から契約上の保障を開始 (責任開始) します。**



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

(*) 第1回保険料の払込み方法を「住友生命が指定する金融機関への払込み」に限定しております。
 原則、住友生命からの領収証は発行しませんが、必要な場合は住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。



6

申込み時 (現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、
本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、
契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- ① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
 - ③ 本商品 (新たな契約) の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります。**また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**
- 参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P9「注意喚起情報2」をご確認ください。
- ④ 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。**
 - ⑤ 本商品 (新たな契約) の保障を開始 (責任開始) する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
 - ⑥ 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- ・現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品 (現在の契約) と本商品 (新たな契約) の相違点や類似点を十分ご確認ください。



7

契約後 (保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、
契約の効力がなくなることがあります。(失効)
失効した場合でも、失効後3年以内であれば、
契約の復活を請求できます。

- ① 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- ② 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり (失効)、**死亡保険金などのお支払いができなくなります。**ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対 (保険料の立替えを希望しない旨) の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- ③ 保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり (失効)、**死亡保険金などのお支払いができなくなります。**
- ④ 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、**健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。**また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。

詳細 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『失効 (ご契約の効力がなくなる場合) について』をご確認ください。



8

契約後 (解約と解約返戻金)

この保険は、契約後一定期間 (低解約返戻金期間)、
解約返戻金を低く設定しています。

- ① 払込保険料は預金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。**また、同様に、保険金を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。**
- ② **低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合 (*) の70%としています。低解約返戻金期間経過後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。**ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
(*) 解約返戻金を低く設定しない取扱いはできません。
- ③ 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約 (または保険金を減額) すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご提案内容説明書 (設計書)」をご確認ください。



9

契約後 (被保険者代理制度)

被保険者代理制度に申し込む場合には、
制度の内容について十分にご確認ください。

- ① 被保険者代理制度の利用には、被保険者代理特約を付加いただく必要があります。
- ② 被保険者代理制度とは、被保険者が保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。
・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。
- ③ 被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『被保険者代理特約』をご確認ください。

→ 10 請求時(お支払いできない例)

死亡保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

死亡保険金などをお支払いできない場合の例

- ① **責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合** (高度障害保険金、保険料払込免除の場合)
(ただし、原因となった「疾病」について正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ず住友生命のお問合せ窓口までご連絡のうえ、ご確認ください。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。)
- ② 告知内容が事実と相違し、**契約が告知義務違反により解除された場合**
- ③ 死亡保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ④ 保険料の払込みがなく、**契約が失効した場合**
- ⑤ 詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡保険金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ⑥ 死亡保険金などの**免責事由に該当した場合**
(例：責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→ 11 請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、死亡保険金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- ① 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となる場合がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- ② 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。
- ③ 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略するときは、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付します。

参照 手続きの際に必要な書類について詳細は、P17をご確認ください。

詳細 ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『充実プレミアムの特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

→ 12 諸制度(相互会社制度)

この保険の契約者には相互会社の社員としての権利はありません。

- ① 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ② この保険は剰余金の分配がないため、この保険のみの契約者には「社員」としての権利がありません(総代選出にあつての信任投票権、総代会の招集を請求する権利などはありません)。

→ 13 諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ① 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- ② 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

→ **14** **諸制度(税務の取扱い)**
税務の取扱いについてご確認ください。


本資料・提案書等の募集資料では、作成時点の税制に基づいた内容を記載しております。今後税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがありますので、ご注意ください。なお、加入された生命保険に関する個別の経理処理については、税理士等の専門家にご相談ください。

→ **15** **預金との違いについて**
本商品は預金ではありません。

本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

→ **16** **相談・照会・苦情の連絡先**
生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

<受付時間>月～金曜日…午前9時～午後6時/土曜日…午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

主なサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約内容に関するご照会 ● 各種手続き方法に関するご案内(*) (*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等 証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。 	● 苦情・相談受付 等
-----------------	---	----------------

- ① この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ② 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 **ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>**

- ③ 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

